

「(仮称) 島牧ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」  
に対する環境大臣意見

本事業は、コスモエコパワー株式会社が、北海道島牧郡島牧村、寿都郡寿都町及び寿都郡黒松内町において、最大で総出力 94,600kW の風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月22日閣議決定)では、2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについて、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むこととしている。風力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

本事業については、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているオジロワシ等への影響を鑑み、風力発電設備の配置を方法書段階から変更し、保安林内の設置基数を削減するなど一定の配慮が認められる。

一方、対象事業実施区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道等の取水地点及び森林法に基づき指定された水源かん養保安林が存在している。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているオジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

### (2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明

性を確保すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

### (3) 累積的な影響

対象事業実施区域及びその周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

## 2. 各論

### (1) 水環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道等の取水地点が存在しているほか、対象事業実施区域内の北側には森林法に基づき指定された水源かん養保安林が広く存在しており、本事業の実施により、工事中の土砂及び濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。

このため、保安林の改変を回避又は最小限に抑制すること。また、やむを得ず改変する場合には、沈砂池等の設置及び管理を適切に実施し、環境監視及び必要に応じた追加的な環境保全措置により土砂及び濁水の流出を抑制することで、水環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 鳥類に対する影響

本事業については、風力発電設備の配置を方法書段階から変更し、保安林内の設置基數を削減することでオジロワシ等の主な餌場となる海岸等から離隔を取るなど一定の配慮が認められるが、対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているオジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、対象事業実施区域のうち保安林に指定されている場所に設置する計画の風力発電設備の一部は、対象事業実施区域内において相対的に衝突確率が高い予測となっており、希少猛禽類への影響が懸念される。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響の予測には大きな不確実性を伴うことから、バードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施し、風力発電設備への衝突、移動経路の阻害等、鳥類に対する重大な影響が認められた場合には、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努

め、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装、シール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡及び調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析並びに傷病個体の救命への協力をを行うこと。